



2025年5月13日

各 位

会 社 名 王子ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
磯野 裕之  
(コード: 3861、東証プライム)  
問合せ先 秘書室長  
長尾 正晃  
(TEL. 03-3563-1111)

### 当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象として導入しております信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定に関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2025年6月27日開催予定の第101回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の改定について

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクをより株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において上程し承認可決されました。

当社は、上記定時株主総会決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度を改定することといたします。

本制度の導入目的は上記のとおりですが、本議案による本制度の改定により、取締役が交付を受ける株式に退任までの譲渡制限を付すことにより、更なるインセンティブ効果の向上を本制度改定の目的としております。なお、本議案をご承認いただきました場合、業績と連動する賞与及び株式報酬の割合を増やすことといたします。

##### 2. 本制度の概要

改定後の本制度の概要は以下のとおりです。

###### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2016年の本制度導入時に設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、2026年3月末日で終了する事業年度以降の各事業年度（初回については2026年3月末日で終了する1事業年度。以下「評価対象期間」といいます。）

に対する報酬として付与されるポイント見合いとして交付される株式については、各ポイント付与日（原則として、各評価対象期間終了直後の 6 月）以降、所定の期間内（原則として、ポイント付与日と同事業年度内）に交付したうえで、下記 3. のとおり、当該株式について当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとします。

#### <主な変更点>

項目	概要
対象期間（注 1）3 事業年度において、取締役に交付するに必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	金 7.5 億円
取締役に付与されるポイント総数の上限	1 事業年度あたり 580,000 ポイント
ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
株式交付時期	各ポイント付与日（原則として、各評価対象期間終了直後の 6 月）以降、所定の期間内（原則として、ポイント付与日と同事業年度内）
譲渡制限	あり（原則として、当社株式の交付を受けた日から退任する日まで）

注 1：下記（3）ご参照。

#### （2）本信託に対する金銭の信託

本株主総会で本議案のご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記（5）のとおり、本信託内の金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を取得いたします。

#### （3）対象期間及び信託期間

改定後の本制度による株式報酬は、2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」といいます。）までの間に在任する取締役に対して支給します。

また、本信託の信託期間を 2028 年 8 月末日（予定）まで延長します。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の再延長を行うことがあります。

#### （4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、改定後の本制度により取締役に交付するに必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金 7.5 億円を上限とする金銭を在任する取締役に対する報酬として追加信託します。本信託は、本信託内の金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法、又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を 5 事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様で

す。)、本制度を継続することができます。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金 2.5 億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（6）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間の延長により本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、本議案による改定前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ株式を交付されていない取締役がある場合には、当該取締役に対して当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### （5）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、当社からの自己株式処分による取得、又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（4）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### （6）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

##### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として、各評価対象期間終了直後の 6 月）において、役位等に応じて定める数に業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与するものとします。なお、かかる業績連動指標及び業績連動係数のレンジは当社の取締役会において決定するものとしますが、当初の評価対象期間における業績連動指標は、財務指標と非財務指標それぞれを中期経営計画に連動させて設定し、業績連動係数のレンジは 0 % から 150 % までとする予定です。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1 事業年度あたり 580,000 ポイントを上限とします。

##### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が解任された場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

##### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、各評価対象期間に対する報酬としてのポイントの付与を受ける都度、下記 3. の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の受益者確定手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、行使しないものといたします。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

### 3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、2026年3月末日で終了する事業年度以降に対する報酬として上記2.(6)①により付与されたポイント見合いとして同②により交付される当社株式については、当社と取締役との間で譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

ただし、株式交付時点において取締役が既に退任している場合には、本譲渡制限契約を締結せずに、譲渡制限を付さない当社株式を交付することができます。また、この場合には、上記2.(6)②の数の当社株式のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2016年8月23日
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上